

令和4年笠間市農業委員会第9回定例総会

[令和4年9月28日]

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第4 報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
 - 日程第5 報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
 - 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
 - 日程第9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第10 議案第5号 非農地証明願について
 - 日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第12 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
 - 日程第13 議案第8号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
- 日程第5 報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
- 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について
- 日程第9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第5号 非農地証明願について
- 日程第11 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

日程第12 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

日程第13 議案第8号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について

出席委員

1番	埜 博光君	11番	鶴田英樹君
2番	高野尚夫君	12番	長谷川隆君
3番	青木勝照君	13番	山口忠栄君
4番	石川馨君	14番	小沼祐君
5番	伊藤孝洋君	15番	込山祐一君
6番	柳橋泰君	16番	大橋正義君
7番	入江保夫君	17番	佐藤清章君
8番	長谷川愛子君	18番	田山悦子君
9番	國谷博隆君	19番	永田良夫君
10番	菅井亘君		

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋猛君
農業委員会事務局係長	田村千穂君
農政課主幹	石川望君
農政課主幹	萩谷太一君

午後1時30分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまより令和4年第9回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員19名、よって、笠間市農業委員会会議規則第6条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により11番鶴田英樹委員、並びに14番小沼 祐委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第3、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、2ページになります。

番号1、2は、地権者と担い手の調整により面積を変更するため、合意を解約するものです。

番号3、4は、売買のため合意を解約するものです。この件につきましては、議案書9ページ、議案第1号の番号1で、農地法第3条の規定による許可申請が出されております。

番号5から11、12から18、19から21、22から24、25から29、30から34、35、36及び37、38につきましては、経営体育成基盤整備事業に伴う用地買収による分筆のため、合意を解約するものです。

番号39は、賃貸人から解約の希望があったため、合意を解約するものです。

番号40、41は、地権者の死亡により合意を解約するものです。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第4、報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 番号1と2は、道路を挟んだ隣接地のため、まとめて調査結果を説明します。

9月22日に、調査委員2名と代理人、笠間市の建設課の担当立会いの下、現地調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的については、議案書のとおりです。

申請地は、稲田駅から北に1キロぐらい入ったところです。申請理由は、道路計画高に合わせて申請地に建設土砂を搬入し、畑へ転換することで、一体的な土地利用を図るとしています。内容は、2,920立米の盛土を行うということです。改良後は、ソバを作付する計画です。

隣接地も農地改良を実施しており、通風、排水などの影響はないものと見てきました。このほかの関係書類も完備されており、許可相当と判断されます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号3番について、調査結果を報告いたします。

9月24日、指名調査委員と届出人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線バイパスと県道上吉影岩間線との交差点から、堅倉方面に100メートルぐらい行った左側の奥に入った土地です。届出事由は低地解消です。

残土条件ですが、埋立て用の土は、笠間市内の建設発生土です。土質は、従前の作土と同等程度です。

盛土の計画高ですが、基準は50センチ以下となっていますが、土地が低いため、実際の盛高は70センチメートルです。申請者の農地内の盛土なので、付近の農地への影響はあり

ません。

埋立て後の作付計画は、ショウガの栽培です。埋立て農地面積は1,580平方メートルで、埋立て方法は直接埋立てです。

以上の調査結果から、農地改良をすることは問題ないと判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第2号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第5、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 番号1について報告します。

9月22日に、調査委員2名と、申請者とは電話にて、現地調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的については、議案書のとおりです。

事業完了届が出された場所は、稲田駅から北に1キロぐらい入った道路拡張が実施されている場所でした。事業計画どおりに盛土されており、問題ないと見てまいりました。

また、作付はソバを作付するとのことで、特に問題ないと見てまいりましたので、よろしく願います。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを終わります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 1番、2番について、御報告いたします。

最初に、1番については、9月22日、指名調査委員全員、推進委員、譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請場所、譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。

申請事由は、耕作地の所有権取得で、譲渡人は病気で施設に入所中、後継者もなく、地域の担い手である譲受人に譲渡するとのことです。

現地場所は、J R水戸線稲田駅から東方面、国道50号脇の水田地帯です。現在、譲受人が賃借で水稻を栽培しており、特段の問題はないと思われます。

引き続き、2番について御報告いたします。

9月22日、指名調査委員全員、譲受人、届出代理人の立会いの下、現地を調査してまいりました。

申請事由は、譲受人が耕作地の所有権取得で、譲渡人は耕作ができないため、贈与で譲受人に渡したいということです。

現地場所は、福原、関戸集落センターの西側の水田です。現在、譲受人が賃借で水稻を栽培しております。稲作作業に必要な施設、機械等については、集落営農組合に加入していることから、特段の問題はないと思われます。

以上が現地確認の内容です。御審議をお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○15番（込山祐一君） 番号3につきまして、調査の結果を説明いたします。

9月24日午前9時より、指名調査委員2名と推進委員、譲受人立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、J A岩間給油所の信号を北へ150メートル行った右側の栗畑でした。譲渡人の申請事由は、親から相続で栗畑をもらいましたが、会社勤めのため時間もなく、農業をやることができないためです。譲受人の申請事由は、譲渡人からの依頼があり、引き受けたとのことです。

取得後の申請地の利用計画ですが、現在のまま栗を栽培するとのことでした。そのほか農業機械、労働力についても適正と認められます。関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、許可要件について補足説明させていただきます。

番号の1から3につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○17番（佐藤清章君） 番号1、2について、調査結果を報告いたします。

番号1について、9月22日に、指名調査委員2名と代理人、申請人で現地を調査してまいりました。

申請地は、市役所通りを東へ進み、セレモニーホール浄土会館の手前50メートルのところを右折して、250メートルほど進んだ突き当たりでございます。申請人理由は、今回の申請地に建っている農業用倉庫、車庫等は、土地の前所有の亡き父が50年ほど前に建てたものであり、当時、4条の許可を得ずに一部転用を行ってしまったとのことです。今回改めて、現所有者において申請を行うこととなったとのことです。

この件の申請地は、今年の4月に3条の申請をして取得した土地であります。今回の申請は、事務局と事前協議済みであります。なお、今回、始末書も添付されております。

計画転用面積は574.36平米でございます。申請地への影響は、東側は宅地と申請者所有の畑、南側が山林、西側が山林、北側が雑種地と公衆用道路となっております。隣接地への日照、通風、耕作地への影響はないものと見てまいりました。取水、排水計画はありません。雨水は敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号2について調査結果を説明いたします。

9月22日に、指名調査委員2名と代理人で現地を調査してまいりました。

申請地は、県立中央病院前、お菓子の蛸屋脇路地を南へ230メートルほど進み、左へ150メートル入ったところを左折し、30メートル進んだ右側でございます。申請人理由は、高齢になり申請地の耕作が難しくなり、近所に迷惑をかけている状態であり、申請地に長屋住宅を建築して有効利用したいとしております。計画面積は901平米の土地に、共同住宅2階建て1棟を建てるとしております。

隣接地への影響は、東側が畑、南側が畑と住宅、西側、北側が道路となっております。なお、東側、南側の畑は、申請者の所有地でございます。隣接地への日照、通風等、耕作

地への影響はないものと見てまいりました。給水については公共上水道、汚水、雑排水は公共下水道、雨水は敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、立地基準である農地区分について御説明いたします。

番号の1、2につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○15番（込山祐一君） 番号1につきまして、調査の結果を説明いたします。

9月24日9時半より、指名調査委員2名で代理人からの説明を聴きましたので、報告いたします。

この案件は、令和元年10月29日付で許可されたものを取消願が出たものです。理由としては、太陽光発電施設を行うわけでしたが、固定買取制度の売電価格が下がり、採算が合わずに計画を断念したとのことでした。

許可処分の取消しを受けようとする土地ですが、利用状況及び土地利用計画ですが、現状は休耕地となっており、今後は新たな業者が太陽光発電の事業を計画しているということで、この後の5条での番号10の申請が出ておりますので、そこでまた新たに御説明いた

します。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可の取消願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号1番について、調査の結果を報告いたします。

去る9月23日14時頃より、現地の調査を行いました。なお、受人、渡人に対しては、コロナ禍の中でもありますので、電話において確認をして調査をいたしました。その他、申請地、申請人等につきましては、議案書のとおりであります。

申請地は、笠間駅近くの、スーパーセイブの北側200メートルくらいのところにある住宅団地の中の1区画の畑です。東側、南側、西側とも三方が宅地、北側が道路の場所です。受人は、現在借家住まいをしておりますが、手狭になり、よい場所を探していましたところ、偶然に見つけたので、それを購入するということでもあります。また、譲渡人は、受人に懇願されて、それに応じたとのことでもあります。

取水は公共水道、雑排水は公共下水道、必要面積としては最小限の面積と考えられます。また、付近の農地への影響は特に問題はないと見てまいりました。その他、資金については自己資金であります。権利関係は売買ということで、以上の調査の結果から許可相当と判断しますので、御審議のほどよろしくお願いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（塙 博光君） 番号2につきまして、調査の結果を報告いたします。

9月22日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。権利の移転内容は売買です。

場所は、国道50号線寺崎信号を北へ100メートルほど行った右側のところでした。転用の詳細ですが、譲受人は、業務拡大に伴い、工場の新設及び駐車場の拡張を目的にし、工場用敷地として利用するため、それぞれの譲渡人は、自分で耕作できない状況のため、相手の要望に応じたいとのことでした。

隣接状況は、東側、法定外水路、水田、南側、既存自社工場、西側畑、北側山林ということで、周囲への影響はありません。雨水は、調整池に集水し、東側法定外水路へ排水、汚水、雑排水は、合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水するとのことでした。そのほか関係書類についても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 調査番号3番につきまして、御報告いたします。

9月22日、指名調査委員全員、推進委員及び譲受人、届出代理人の立会いの下、現地を調査してまいりました。申請地、譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。

現地場所は、稲田神社参道の西側です。転用目的は自己住宅で、権利の移転は売買です。譲受人は、現在、借家住まいをしており、今回の申請地に新築し、永住するとのことでした。譲渡人は、相手の要望に応じるとのことです。

隣接状況は、東側が畑、南側が宅地、北側、西側とも道路です。隣接地への影響は、特に影響はないと判断されます。なお、取水は市水道本管へ接続とし、排水は浸透ますを設けて宅地内浸透とします。雑排水は、合併槽浄化槽経由浄化ユニットにて宅地内処理です。

以上が現地内容です。御審議をお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4、5について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号4番につきまして、調査の結果を報告いたします。

9月20日に、調査委員2名にて調査を行っております。確認事項は、電話にて行っております。申請人、申請地、申請目的等は、議案書に記載のとおりであります。

場所は、はなさか入り口信号より北東に20メートルほどの辺りであります。申請理由につきましては、生活の基盤を固めるため、実家に近いこの場所に持家を建てたいとのことであり、譲渡人は、農地の管理が困難であるため、孫に土地を譲るとのことです。

隣接地への日照、通風、農地への影響は、特段ありません。取水は、前面道路より水道管接続、生活排水は合併浄化槽から道路側側溝へ放流、雨水は碎石敷きにて場内処理であります。

土地の面積が500平米を超えておりますが、41平米は進入路として利用するため、許可相当であると見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 番号5番について、調査の結果を報告いたします。

9月20日に、指名調査委員2名と現地を調査してまいりました。代理人、譲受人、譲渡人は、遠方、高齢であるため、電話で確認しております。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道52号、県道16号交差点を東側に50メートルぐらい行った右側になります。譲受人申請理由は、現在、遠方に住んでおり、親の介護が必要になったため、親の近くで自己住宅を建築したいとのこと。譲渡人申請理由は、譲受人の親族関係になり、譲受人の要望に応えたいとのこと。権利関係は贈与となります。

取水は公共水道、雑排水は浄化槽、雨水は敷地内処理です。隣接する土地については、北側道路、東側畑、南側宅地、西側畑となります。近隣の農地に対する影響はないものと見てまいりました。そのほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の6、7について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号6、7につきまして、続けて御報告いたします。

まず、番号6につきまして、調査の結果を御説明いたします。

9月22日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、すみれこども園から直線距離で南西200メートルほどのところでございます。譲受人の事由は、建て売り分譲地を探していたところ、当該敷地を最適地と判断し、事業をしたいというものです。譲渡人の事由は、現在休耕地となっており、管理もかかり、また譲受人からの要望もあったためとしております。権利移転の内容は売買です。資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側が宅地、西側が道路で、南側、北側が畑となっておりますが、日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水につきましては公共上水道を、汚水、雑排水につきましては公共下水道を利用し、雨水につきましては敷地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

続きまして、番号7につきまして、調査の結果を御説明いたします。

同じく9月22日に、指名調査委員2名と譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部駅南口から常磐線線路沿いを水戸方面へ300メートルほどのところがございます。譲受人の事由は、譲渡人からの買受けの要望があり、隣接していることから、駐

車場等に使用したいためとしております。譲渡人の事由は、現在、東京に居住しており、今後も申請地を自ら使用する見込みはなく、管理もできないので、隣接地に住んでいる譲受人に買受けしてもらいたいとしております。権利移転の内容は売買です。資金調達面からも実現性が認められます。

隣接状況ですが、東側が不耕作地、南側、西側が宅地、北側が常磐線の鉄道敷地となっており、何ら影響はないものと見てまいりました。取水、排水計画はなく、雨水につきましては敷地内浸透処理としております。このほか関係書類も完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の8、9について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○12番（長谷川 隆君） 番号8について説明いたします。

9月24日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、調査を行いました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、平沢スタンドから東に400メートルのところですが、譲受人の申請理由は、既に宅地の一部で使用していますので、隣接地の地主に相談した結果、同意が得られたので、敷地を拡張したいということです。現状どおり使用していたため、始末書が提出されています。譲渡人の申請理由は、相手の要望に応じたいということです。

付近の土地について、北側が宅地、東西南が畑で、隣接地の同意があるということです。そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

続いて、番号9について報告します。

9月24日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、滝前不動の滝から北に300メートルのところですが、譲受人の申請理由は、申請地の近隣地域で仕事を行う際、それらの置場として確保したいということです。譲渡人の申請理由は、出口のない農地なので、南側の所有者で土地を利用したいとの申出があったため、協力したいということでした。

付近の土地について、東西南北、山林で、付近の農地への影響はないと思われまます。そのほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の10について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○15番（込山祐一君） 番号10につきまして、調査の結果を説明いたします。

9月24日9時半より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地を調査してきました。

申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インター入り口から西へ250メートルほど戻った、南に200メートル入った左側の休耕地でした。譲受人の申請事由は、長年休耕している畑を有効利用するために、固定買取制度を活用した太陽光発電の計画をしたとのこと。譲渡人の事由は、高齢によって農業従事は無理と判断したためです。権利移転の内容ですが、売買で、資金調達面からも実現性は認められます。

隣接地への影響ですが、東側が畑、西側が道路、南側、北側が畑で、日照、通風、耕作地への影響はないとみてまいりました。施工後は、高さ1.6メートルのフェンスで囲い、定期的に点検するとのこと。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、立地基準である農地区分について御説明いたします。

番号の4、5につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の1、7、8及び10につきましては、用途地域内であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号4番、10番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号1番につきまして、調査の結果を報告いたします。

9月20日に、調査委員2名にて調査を行っております。確認は電話にて行っております。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりであります。

場所は、旧355号線より北関東道南側側道を西へ200メートルほど入った辺りであります。申請理由につきましては、住宅として誤って使用していたことが今回分かったため、分筆登記をして所有権移転登記をするため、地目変更登記をしたいとのことであります。

現地は建物が建っており、住宅として利用されていることを確認してまいりましたので、許可相当であると思われまますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 非農地証明願については、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、16ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、新規は、田3筆3,519平方メートル、畑38筆4万815.07平方メートル、再設定は、田、畑ともございません。合計41筆、4万4,334.07平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書17ページから19ページの農用地利用集積内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第6号、番号の1から9について審議いたします。

審議が終了するまでの間、1番壇 博光委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時14分休憩

午後2時14分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号、番号の1から9について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号の番号1から9は、原案どおり決定されました。

それでは、1番壇 博光委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時15分休憩

午後2時15分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第6号の9件を除く37件について審議いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の9件を除く37件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第6号の9件を除く37件について、原案どおり決定されました。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第12、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、20ページになります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、新規は、田6筆1万470平方メートル、畑11筆1万2,637平方メートル、再設定は、田、畑ともございません。合計17筆、2万3,107平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書21ページの農用地利用集積（農地中間管理事業、一括方式）内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第7号について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号は原案どおり決定されました。

次の日程第13、議案第8号は、農政課職員が説明のため入場しますので、暫時休憩いたします。

午後2時18分休憩

午後2時23分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

議案第8号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について

○議長（永田良夫君） 日程第13、議案第8号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約についてを議題といたします。

番号の1、2について、農政課より説明願います。

○農政課（石川 望君） 農政課の石川と申します。本日はよろしく願います。着座にて御説明させていただきます。

まず初めに、農振地域②というところを御確認願います。

まず、②のほうから先に御説明させていただきます。

こちらの申請につきましては、農振農用地区域からの除外案件となります。

事業計画者及び土地所有者は、申請書に記載のとおりでございます。

事業計画地は、記載のとおりでございます。

利用目的ですが、こちらにつきましては、自己用住宅でございます。事業計画者は、現在、本申請地内の宅地部分において3世帯で同居をしておられ、荷物も増え手狭となるところから、現在の住居に隣接する本申請地において、自己の持家を新築するものでございます。

続きまして、土地の選定理由ですが、申請者において土地を所有しておらず、祖父が所有する土地を検討しておりましたが、住宅建築に適した土地がなく、両親等の近況も確認できる不便のない位置を希望したこともあり、現在の住居に隣接する本申請地を選定しております。

次のページからは、関連資料となりますので、御確認をお願いいたします。

2ページ、3ページが位置図と付近状況図になります。

4ページから10ページは、土地の利用計画図、事業計画図等になっておりますので、御確認をお願いいたします。

11ページから13ページが、公図、土地の登記情報でございます。

14ページから19ページは、代替地の検討確認書となっております。

21ページから、現地確認の写真となりますので、御確認をお願いいたします。

今回の事業計画地につきましては、農振農用地区域の縁辺部にあることを確認しております。

また、農振除外の5要件の確認となりますが、今回の除外につきましては、申請地は、ほかに代替すべき土地もないこと、農振農用地の縁辺部にあるため、変更後の農用地区域の連坦性が保たれるものであること及び担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないことを確認しております。

続きまして、「戻る」を押していただきまして、農振地域①を御確認ください。

今御説明した案件の自己用住宅の新築に伴い、車庫の移設が必要となったことから、併

せた申請となっております。

申請者、事業計画者及び土地所有者につきましては、申請書に記載のとおりでございます。

事業計画地は、記載のとおりとなります。

利用目的は、先ほど申し上げたとおり、事業計画者の孫につきまして、本申請地内に自己用住宅の新築を計画していることから、車庫の移設が必要になったため申請をするものでございます。

土地の選定理由につきましては、所有する土地を検討しておりましたが、車庫に適した土地がないこと、それから自宅に付随して使用している車庫であることから、土地利用の不便がない位置での建築を検討し、本申請地を選定しております。

次のページから関連資料となります。

位置図、付近状況図は、先ほどと同じものになっております。

4ページから10ページ、土地利用計画図、事業計画図等となっております。

11ページから13ページが、公図及び土地の登記情報となります。

次のページからが、代替地の検討確認及び関連書類となっております。

現地の確認につきましては、先ほど②番で御説明したとおりでございます。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の1、2について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 9月22日、調査委員と現地の調査を行いました。代理人は、繁忙で出席できませんということで、電話で確認を取っております。申請地、申請人は、議案書に記載のとおりであります。

申請場所は、国道50号線滝川交差点から北に約2キロメートル入った市道から、また途中入ったところから500メートルぐらい北に入ったところでございます。この地域の田、畑は8年ぐらい前に土地改良が実施されております。その申請地の畑については、今回、農振の除外ということで申請されております。

それで、先ほど農政課から説明がありましたが、三世帯で同居しております。孫は、消防署勤務で忙しいということもありまして、子供たちも成長して手狭になってきましたので、同じ敷地内に住居を構えたいということで、その倉庫が該当になりますので、その倉庫を、隣接する畑に倉庫をまた移転したいという内容でございます。

新築する住居と畑についても、隣接する地域等については、日照、通風等、影響ございません。なお、取水ですが、これはやはり市のほうの取水を取り入れて、排水は合併浄化槽で、北側に用水路がありますので、そちらに流すという計画でございます。

事業計画について、1番、2番一緒に説明しましたけれども、事業内容も詳細に説明されておりますので、問題ないと思われまます。よろしくご審議のほどお願いたします。

参考に、ちょっと30秒ほど時間ください。

この隣接する除外の畑の北側には、山林がございます。その山林は、大池田財産区の山林でございます、その財源の一部を市の行政のほうに寄附しておることもあります。そういう地域になっています、ここは。

また、この財産区の山林というのは、東中学校、昭和26年から30年の頃、中学校を新築するときに、この大池田財産区の山林からほとんど木材で製材し、建築した、そういう大池田財産区の山林が近くにあります。

ちょっと説明補足しましたが、以上、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、農政課より説明願います。

○農政課（萩谷太一君） 改めまして、農政課萩谷と申します。よろしく願いいたします。着座にて失礼いたします。

私のほうから、農振地域③、こちらの資料のほうを御覧ください。

こちらの申請は、農振農用地区域からの除外案件になります。

事業計画者及び土地所有者につきましては、申請書2ページに別紙として記載があります。

事業計画地につきましては、次のページに、別紙3として記載がございます。

今回、利用目的としましては、公衆用道路及び用悪水路となっております。奥地にあります太陽光事業に協力をしました飯田地区の要望によりまして行う地域貢献事業の一環となっております。こちらで、公衆用道路及び用悪水路を整備いたしまして、整備後につきましては、市に帰属する形となっております。

土地の選定理由としましては、地域住民の方が利用する狭小部分の道路、未整備の道路及び水路を整備するため、地域住民の方より要望のあった場所において、当該地が選定されております。

続きまして、事業内容に関し、関連資料のほうを御確認いただければと思います。

4ページ及び5ページにつきまして、位置図及び付近状況図のほうに記載がございます。

6ページから17ページまで、土地利用計画図及び事業計画図としまして、路線等の今回の事業の計画の記載がございます。

18ページ及び19ページのほうに公図、20ページから23ページにつきましては土地の登記簿、24ページ、25ページは事業者の登記簿、26ページから29ページ、こちらは参考の資料といたしまして、道路の施工承認及び法定外公共物工事許可による利害関係人の同意書のほうを参考までに添付しております。

最後に、33ページから38ページ、現地確認写真及び農振農用地区域図のほうを添付しております。

こちらにつきまして、本事業につきましては公益性の特に高い事業と認められるため、

農振法第10条第4項の農用地等とすることが適当な土地に含まれないものとなりますので、同法の第13条第2項、除外の5要件のほうの適用は受けないこととなります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の3について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願ひます。

○10番（菅井 亘君） 番号3について、現地調査した結果を報告いたします。

9月22日に、調査委員2名、さらに請負工事会社、申請代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。

申請場所は、金井交差点から笠間緒川線を北に3キロメートル入った道路沿いでございます。この農振地域を除外するという方針であります。地域の住民の利便性等を目途に公衆道路の拡幅、用水路の設置等の整備する要望が多く出されました。この新谷地区の田畑6筆が該当になります。約4反歩ぐらいになります。現在、ほとんどが遊休農地Bになっております。拡幅整備工事ですから、4メートルぐらいのちょっと広い市道を整備しまして、その隣接に排水路も新設するという工事内容でございます。

この工事に着工する前に、先ほどちょっとお話ありましたが、地域住民の同意書を十数名の方からもらっております。何人かの方にそのお話を聴取してきました。やはり地域住民の御意向ということでございます。詳細について、工事設計も十分設計されております。工事の完了後は、市に帰属するという方針でございます。よろしくご審議のほどお願ひいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4について、農政課より説明願ひます。

○農政課（石川 望君） では、農振地域④というところを御覧ください。

こちらの申請につきましては、農振農用地区域からの除外案件となります。

事業計画者及び土地所有者につきましては、申請書に記載のとおりでございます。

事業計画地は、申請書に記載のとおりでございます。

利用目的ですが、こちらにつきましては太陽光発電施設の設置となっております。土地所有者は高齢、かつ申請地は既に山林化をしているような土地でございます。事業者としても脱炭酸社会へ向け、安定した再生可能エネルギーの供給を実現するために有益性のある事業として実施するものでございます。

土地の選定理由といたしましては、太陽光発電施設として、日当たりのよい施設であり、かつ資材搬入が容易で、周囲への影響が少ない場所であることが挙げられます。

また、ほかの土地も検討しておりますが、日照の変化や地盤の傾斜など、太陽光発電施設を建設する上でやや問題が残る点もあり、条件の整っている本申請地を選定しております。

次のページからは、関連資料となります。

2 ページ、3 ページが、位置図及び付近状況図となっております。

4 ページ、5 ページが、土地利用計画図及び事業計画図となっております。

6 から 8 ページにつきましては、会社の概要、それから電力供給の流れ等につきまして御説明をしております。

9 から 12 ページが公図、13 から 15 ページが土地の登記簿、16 から 25 ページが事業者の登記簿及び定款となっております。

26 ページに、隣接筆の所有者の同意書等を添付しております。

27 ページから 29 ページ、東京電力との電力供給契約の申込み内容を添付しております。

30 ページから 31 ページ、代替地の検討確認書となっております。

最後、33 ページ以降が現地の確認写真及び農振農用地区域図となっておりますので、御確認をお願いいたします。

今回の事業計画地につきましては、農振農用地区域の縁辺部にあることを確認しております。

また、農振除外の 5 要件の確認となりますが、今回の除外につきましては、申請地は、ほかに代替するべき土地もないこと、それから農振農用地の縁辺部にあるため、変更後の農用地区域の連坦性が保たれるものであること及び担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないことを確認しております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の 4 について、議席番号 1 番、10 番委員より調査報告を願います。

○1 番（埜 博光君） 番号 4 につきまして、調査の結果を報告いたします。

9 月 22 日、指名調査委員 2 名と現地を調査してまいりました。譲渡人とは、電話にて確認いたしました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。農用地区域からの除外の申請です。

場所は、国道 50 号線石井信号を宇都宮方面へ 2 キロほど入った左側のところでした。利用目的及び変更理由は、再生可能エネルギーの供給を目指し、様々な地域の活性化につながるよう、新電力事業を展開しております。申請地は、手入れもできず放置したままだということから、今回協力いただくことになりましたので申請いたしますとのことです。

隣接状況ですが、東側山林、南側、山林、畑、西側、畑、道路、北側山林ということで、周囲への影響はありません。土砂の搬出入はありません。日照、通風、排水などの周囲への影響はほぼないと予想されます。そのほか関係書類につきましても完備しており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の 5 について、農政課より説明願います。

○農政課（萩谷太一君） 農振地域⑤の資料を御確認ください。

こちらの申請は、今回、農振農用地区域への編入の案件となります。

事業計画者及び土地所有者は、申請書に記載のとおりです。

事業計画地は、申請書記載のとおり2筆となっております。

利用目的及び土地の選定理由ですが、こちらは土地改良事業の基盤整備によるもので、石井、来栖、稲田地区で計画されている土地改良事業の隣接地として、事業区域への編入の要望があり、協議会で協議の上、承認を得たことから、農用地区域への編入をするものとなっております。

続いて、2ページ以降、関連資料のほうを御確認ください。

2ページから4ページに、各筆の位置図及び付近状況図を添付しております。

5ページが、土地改良事業の事業計画図となっております。

6ページ、7ページに公図、8ページに土地の登記簿、9ページに事業の採択通知書を添付しております。

10ページから、現地確認写真及び農振農用地区域図となっております。

今回の事業計画地につきましては、いずれも土地改良事業の区域であります農振農用地区域に隣接する形となっております。現地確認写真のような現況となっております。

以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の5について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 5番につきまして、御報告いたします。

9月22日、指名調査委員全員と所有者2名の立会いの下、申請2か所の現地を調査してまいりました。場所、届出人、所有者は、議案書のとおりです。

現地場所は、まず一つ目は来栖神社の西側と、二つ目はJR水戸線稲田駅から南東方面の線路の脇の土地です。申請理由は、今、農政課職員から説明があったとおり、この地域は茨城県が事業主体となる土地改良事業計画区域に隣接しているということで、この事業計画の区域に追加し、農業競争力強化を図るため、編入をしたいという旨のことです。

なお、この事業主体の石井、来栖、稲田地区土地改良推進協議会においても編入について協議した結果、承認を得ている状況です。

また、この圃場の周辺については、特段影響はないと判断をしてまいりました。

以上で、現地確認の聞き取り内容を終わりにします。御審議のほどお願いします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の6について、農政課より説明願います。

○農政課（萩谷太一君） 農振地域⑥の資料を御確認ください。

こちらの申請は、農振農用地区域からの除外案件となります。

事業計画者及び土地所有者につきましては、申請書に記載のとおりです。

事業計画地につきましても、申請書記載のとおり1筆となっております。

利用目的につきましては、資材用の貸倉庫となっております。事業計画者は、事業計画地近くで住宅設備業の会社を営んでおり、これまで事業所敷地内や自宅の敷地内の物置の軒下、駐車場敷地の一部を資材置場として利用してきておりますが、事業量の増加によりまして資材が増え、これまでの資材置場では手狭な状況となっております。

また、現在の資材置場は、道路幅が狭く、資材等の搬出入にも困窮している状況から、新たに資材用の倉庫を建設し会社へ貸すことで、これらの問題を解消し、経営の効率化を図るため、本事業の申請に至っております。

土地の選定理由といたしまして、本申請地は、会社の事業所の駐車場に隣接しており、本申請地周辺に分散しております資材等を集約し、作業による搬出入のスペースも十分確保できることから、利便性の面でも最適であり、本申請地を選定しております。

続きまして、2ページ以降、関連資料のほうを御確認ください。

2ページ及び3ページに、位置図及び付近状況図のほうを添付しております。

4ページから7ページにつきまして、土地の利用計画図及び事業計画図、倉庫の立面図等となっております。

8ページから13ページに、先ほど御説明しました今回の事業につきまして、説明の内容の補足資料となっております。

14ページに公図、15ページに土地の登記簿、16ページから17ページに隣接する農地の所有者からの同意書、18ページに土地改良区からの意見書、19ページから25ページに代替地の検討確認書を添付しております。

最後に、27ページ以降、現地確認写真及び農振農用地区域図となっております。

今回の事業計画地につきましては、農振農用地区域の縁辺部にあることを確認しております。

また、農振除外の5要件となりますが、今回の除外につきまして、申請地は、ほかに代替すべき土地がないこと、農振農用地の縁辺部にあるため、変更後の農用地区域の連坦性が保たれるものであること及び担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないことを確認しております。

以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の6について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号6番につきまして、報告をいたします。

9月25日に、調査委員2名にて現地を見てまいりました。

場所は、矢野下地内にある設備会社の駐車場北側であり、柿の木と梅の木が数本植えてある畑でありました。このブロックは、養鶏場、会社の事務所、駐車場があり、申請地に隣接する所有者等からの同意書があり、また資材が露天に置かれている姿を見ると、倉

庫建築のための農用地域からの除外も仕方ないなど見てまいりました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の7について、農政課より説明願います。

○農政課（萩谷太一君） 農振地域⑦の資料を御確認ください。

こちらの申請は、農振農用地区域からの除外案件となります。

事業計画者及び土地所有者につきましては、申請書に記載のとおりです。

事業計画地は、申請書に記載のとおり、今回3筆となっておりまして、うち1筆が農振農用地区域内となっております。

利用目的ですが、営業所及び研修所となっております。現在、事業計画者の水戸営業所、笠間営業所、こちらの事務所建物が新設後約30年が経過し、老朽化が進み、高所作業車等、特殊車両や資機材の増加等によりまして手狭になったことで、業務に支障を来しております。

また、本社隣接地にある研修所におきましても、狭隘化や駐車場不足に伴い研修計画に支障が出ていることもあり、今回、両営業所の機能統合と社員の養成を図るための研修所、その他電気設備工事に係る資機材や作業車両等を格納する倉庫、車庫、営業所社員及び研修者駐車場、研修スペースの整備を実施するものとなっております。

土地の選定理由ですが、両営業所の間地点であり広範囲へのアクセスが可能な立地であるため、緊急時の対応におきましても利便性が非常によい立地となっていることや、現在の営業所周辺は住宅地となり、現場出向等の移動時間増や休日夜間の作業に対する苦情など、作業効率にも影響が出ていることもあり、本申請地のように住宅地が少なく、周辺環境への影響も少ない本申請地が最適な場所であり、本申請地を選定しております。

続きまして、2ページ以降、関連資料のほうを御確認ください。

2ページから8ページにつきまして、先ほど御説明しました内容の補足資料となっております。

9ページ及び10ページに、位置図及び付近状況図となっております。

11ページから22ページまで、今回の営業所、研修所等の土地利用計画図、事業計画図となっております。

23ページから28ページにつきまして公図、29ページ及び30ページに土地の登記簿、31ページ及び32ページに事業者の登記簿、33ページから37ページにつきまして隣接筆の所有者の同意書及び関連書類、38ページから41ページに代替地の検討確認書、最後に43ページ以降、現地確認写真及び農振農用地区域の確認図となっております。

今回の事業計画地につきまして、農振農用地区域の縁辺部にあることを確認しております。

また、農振除外の5要件の確認となりますが、今回の除外について、申請地は、ほかに

代替すべき土地がないこと、農振農用地の縁辺部にあるため、変更後の農用地区域の連坦性が保たれるものであること及び担い手に対する利用の集積に支障を及ぼさないことを確認しております。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（永田良夫君） 続きまして、番号の7について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願ひます。

○11番（鶴田英樹君） 9月25日、指名調査委員2名と現地を確認してきました。

場所は、友部サービスエリア下りスマートインターを西側に200メートルほど行った左側になります。土地の現況は、栗が植えてあり、随分老木になっておりました。周りの畑に関しても、境に立木が立っており、日陰になっておりました。周りの農地の所有者の同意も得ているようなので、除外申請につきまして適当と思われました。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいまの説明及び報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る意見集約について、番号の1から4、6及び7については、農用地区域から除外することはやむを得ない、また番号の5については、農用地区域に編入することは適当ということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、番号の1から4、6及び7は、農用地区域から除外することについてやむを得ない、また番号の5については、農用地区域に編入することは適当ということで決定されました。

それでは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による農業振興地域整備計画変更認可に係る当農業委員会の意見については、事務局より説明願ひます。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） それでは、当農業委員会の意見について、御説明いたします。

番号の1、2につきましては、農業振興地域農用地が除外された場合の農地区分は、第一種農地であると判断されます。

意見としましては、申請書に記載された利用の目的、申請事由、位置等から判断し、本農地を選定し申請することがやむを得ないものと認められるとともに、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

番号の3につきましては、農業振興地域農用地が除外された場合の農地区分は、第一種

農地であると判断されます。

意見としましては、公衆用道路の拡幅及び用悪水路の整備であることから、農地法施行規則第37条第1項第1号の規定により、公益性が高いと認められる事業として不許可の例外規定に該当することから、本農地を選定し申請することがやむを得ないと認められ、農地法許可基準の許可見込みがあると判断したでございます。

番号の4につきましては、農業振興地域農用地が除外された場合の農地区分は、第二種農地と判断されます。

意見としましては、申請地以外の代替地について検討されているが、周辺地域内を考慮すると農業振興地域農用地以外の土地で代替することが困難であり、適地がないとは言えない状況である。しかし、当該申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、周辺の土地利用状況から見て、遊休農地化の進行具合や農業的土地利用への支障がないことなどから、除外がやむを得ないと認められ、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

番号の5につきましては、農用地への編入ですので、農地区分の判断はございません。

意見としましては、申請書に記載された利用の目的、申請事由、周辺の状況等から、本農地の編入は適当と判断した。

番号の6につきましては、農業振興地域農用地が除外された場合の農地区分は、第一種農地であると判断されます。

意見としましては、当該申請地は、農地区分が第一種農地と判断され、転用は原則不可であるが、農地法施行規則第33条第1項第4号の規定により、申請に関わる土地の周辺において、事務所、作業所を有し、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、不許可の例外規定に該当することから、本農地を選定し、申請することがやむを得ないと認められ、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

番号の7につきましては、農業振興地域農用地が除外された場合の農地区分は、友部サービスエリアスマートインターチェンジの出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域であることから、第三種農地であると判断されます。

意見としましては、申請書に記載された利用の目的、申請事由、位置等から判断し、本農地を選定し申請することがやむを得ないものと認められるとともに、農地法許可基準の許可見込みがあると判断した。

以上のような内容で、当委員会の意見として、農政課へ回答していきたいと思います。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） それでは、事務局説明のとおり、農政課へ意見書を提出します。

ここで、農政課職員が退席しますので、暫時休憩といたします。

午後 3 時 0 5 分休憩

午後 3 時 0 5 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開します。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和 4 年第 9 回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時 0 6 分閉会

会議規則第 1 5 条の規定により署名する

議 長

11 番 委 員

14 番 委 員